

1. 検討経緯

足羽川ダム建設事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から近畿地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付で検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

近畿地方整備局では、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」に基づき、足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 2 日に設置し、平成 22 年 12 月 10 日に同幹事会（以下「幹事会」という。）を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。そして、合計 3 回の幹事会を開催後、平成 23 年 11 月 1 日～11 月 30 日まで、「これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。そして、平成 24 年 1 月 11 日に第 1 回検討の場及び第 4 回幹事会を開催し、足羽川ダム建設事業の目的である洪水調節について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行ったところである。

足羽川ダム検証に係る検討フローを図 1-1 に示す。

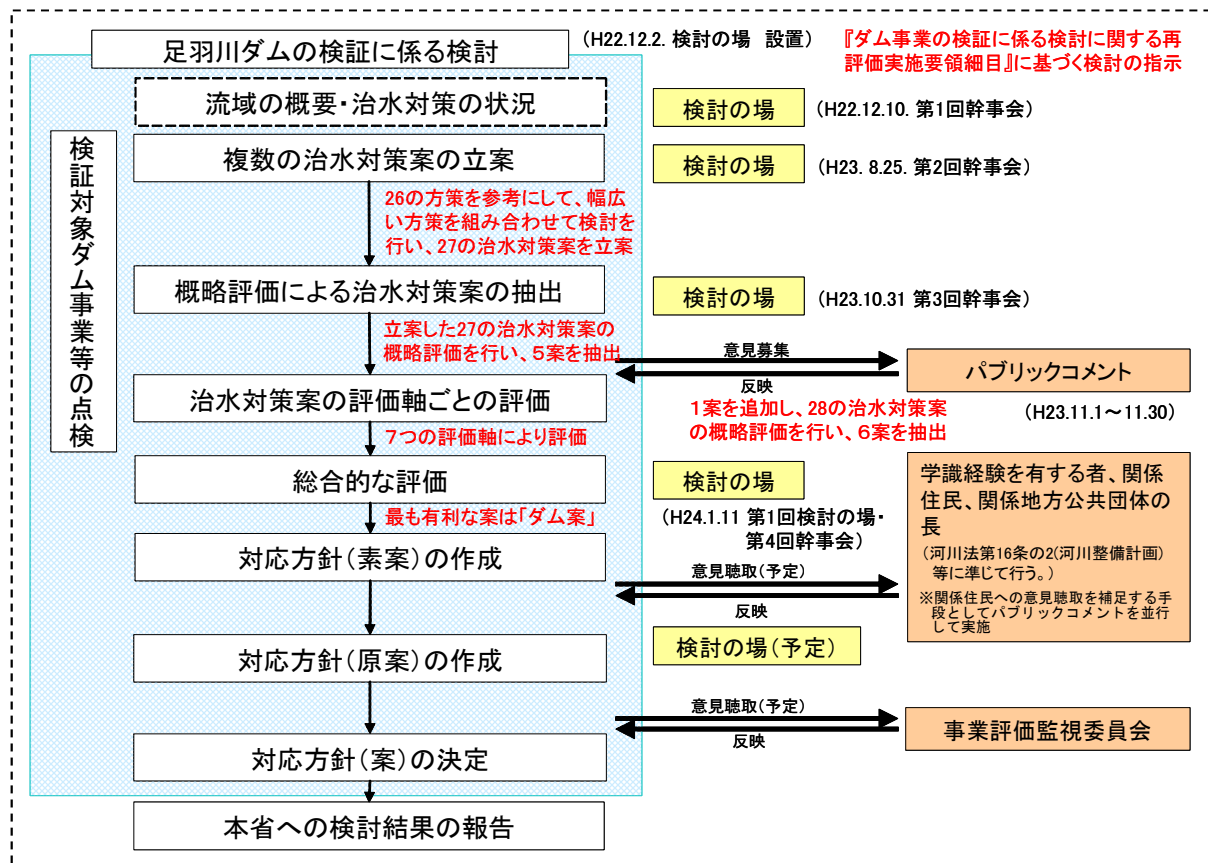


図 1-1 足羽川ダム検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

足羽川ダム建設事業の検証に係る検討（以下「足羽川ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は 4.1 に示すとおりである。

次に、足羽川ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コストや治水対策案立案等の可能性の視点」から、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行った。これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは、足羽川ダムを含む案として、その他に足羽川ダムを含まない方法による治水対策案を立案し、概略評価による治水対策案の抽出を行った（その結果等は 4.2～4.3 に示すとおりである）。

(2) 評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

検証対象ダムを含む治水対策案と概略評価により抽出した 6 案の治水対策案について、7 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は 4.4～4.5 に示すとおりである）。

1.1.2 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、足羽川ダムに関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は 4.6 に示すとおりである。

1.1.3 費用対効果分析

費用対効果分析について、洪水調節に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。（その結果等は、5. に示すとおりである。）

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

足羽川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成22年12月2日に設置し、平成24年1月11日までに検討の場を1回、幹事会を4回開催した（その結果等は6.1に示すとおりである）。検討の場の構成を表1-1に、検討の場の実施経緯を表1-2、表1-3に示す。

表 1-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	福井県知事 福井市長 坂井市長 池田町長 近畿地方整備局長	福井県 土木部長 福井市 建設部長 坂井市 建設部長 池田町 産業振興課長 近畿地方整備局河川部長
検討主体	近畿地方整備局	近畿地方整備局

表 1-2 検討の場実施経緯(1)

(平成24年1月11日現在)

月 日	実施内容	
平成22年 9月28日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から近畿地方整備局長に指示
12月2日	検討の場を設置	・「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に基づき設置
12月10日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■規約について ■検証に係る検討手順 ■経緯及び概要 <ul style="list-style-type: none"> ・流域及び河川の概要 ・足羽川ダム建設事業の経緯及び概要
平成23年 8月25日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■足羽川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・堆砂計画 ■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案
10月31日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■足羽川ダム検証に係る検討手順 ■足羽川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費、工期 ■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・概略評価による治水対策案の抽出 ■意見募集について <ul style="list-style-type: none"> ・「これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象

表 1-3 検討の場実施経緯(2)

(平成 24 年 1 月 11 日現在)

月 日	実施内容	
平成 24 年 1 月 11 日	第 1 回検討の場 第 4 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■足羽川ダム建設事業の検証に係る検討の経緯 ■足羽川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の前提となっているデータ等 ■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・治水対策案に関するパブリックコメントに対する検討主体の考え方 ・治水対策案の評価軸ごとの評価 ・足羽川ダム建設事業の総合的な評価 ■意見聴取等の進め方

1.2.2 パブリックコメント

「これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」に対するパブリックコメントを平成 23 年 11 月 1 日～11 月 30 日までの 30 日間実施し、流域内外の 18 人からご意見を頂いた。(その結果等については、6.2 に示すとおりである。)

1.2.3 意見聴取

今後、河川法第 16 条の 2 等に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.4 事業評価

今後、近畿地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場及び幹事会、パブリックコメントの実施について、全て、事前に報道機関に記者発表するとともに、近畿地方整備局ホームページで公表した。
- ・検討の場及び幹事会は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を速やかに公表するよう努めた。